

令和7年度 公文書開示（4月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
1	R7. 3. 26	R7. 4. 8	請求人が令和6年9月4日付で極悪違法懲戒免職処分を受けて不当に退職させられた件で、会計管理局総務課職員らが当該「退職」に伴う健康保険の切り替え手続きの案内等を適切に行わず、請求人が高額健康保険料の支払いを強いられている事案について、請求人が会計管理局の対応の不備を指摘して改善措置を求めているにもかかわらず、これを無視して揉み消しを図っている同局管理職・課長代理らの極悪職権濫用パワハラ行為の「正当性」の説明根拠となる全ての公文書（規程・手引きなど）						1										本件請求の内容は、特定の個人に対する対応状況等といった個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるようになることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、東京都情報公開条例第7条第2号の不開示情報に該当する。 また、本件開示請求に関しては、本件開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、請求内容に記載されている特定の個人に対する対応状況等の様態といった、同条例第7条第2号に該当する不開示情報を開示することとなるため、同条例第10条により文書の存在を明らかにしないで不開示とする。	会計管理局管理部総務課

4	R7. 4. 10	R7. 4. 23	請求人が令和元年5月24日付で極悪違法懲戒処分を科された「理由」の一つである会計管理局における情報開示請求トラブルにおいて、請求人が労働時間外に担当部署を訪問して一市民として手続きを行っているにもかかわらず、請求人に対して開示請求書の控えも交付しないとった無礼かつ傲慢で規律違反に該当する対応に終始した会計管理局総務課職員の違法パワーハラスメント行為の「正当性」の説明根拠となる全ての公文書（規程・手引きなど）						1										本件請求の内容は、特定の個人に対する対応状況等といった個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるようになることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、東京都情報公開条例第7条第2号の不開示情報に該当する。 また、本件開示請求に関しては、本件開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、請求内容に記載されている特定の個人に対する対応状況等の様態といった、同条例第7条第2号に該当する不開示情報を開示することとなるため、同条例第10条により文書の存在を明らかにしないで不開示とする。	会計管理局管理部総務課
5	R7. 4. 17	R7. 4. 30	請請求人が令和元年5月24日付で極悪違法懲戒処分を科された「理由」の一つである会計管理局における平成29年12月22日の業務トラブルにおいて、請求人が事前に2時間休暇を取得していたにもかかわらず、当該休暇時間において請求人に仕事を続行させた挙句に、このパワハラ行為に係る請求人の正当な抗議を請求人の非違事案（暴言等）として偽装するという虚偽告訴行為を行った会計管理局管理職等の極悪職権濫用行為の「正当性」の説明根拠となる全ての公文書（規程・手引きなど）						1										本件請求の内容は、特定の個人に対する対応状況等といった個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるようになることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、東京都情報公開条例第7条第2号の不開示情報に該当する。 また、本件開示請求に関しては、本件開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、請求内容に記載されている特定の個人に対する対応状況等の様態といった、同条例第7条第2号に該当する不開示情報を開示することとなるため、同条例第10条により文書の存在を明らかにしないで不開示とする。	会計管理局管理部総務課

表の見方
＜決定区分＞
・開示、一部開示、非開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。
＜（根拠規定）条例7条＞
・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。
＜公文書の件名＞について
・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。